

老人ホーム等高齢者住宅への入居
身元保証人・身元引受人・後見人など

老後の

不安を

まるごと

解消!!



安らぎのある豊かなセカンドライフと、
人生最終章のパフォーマンスを支援します。

残された「人生の最終章」をいかに
生きるか…できれば健康な身体で、
子供たちにも迷惑がかからない人生。
それ楽しいセカンドライフにしくはない！



私たち「一般社団法人セカンドライフ支援協会」は、皆様の第二の人生を支援するために、専門家を含め万全な体制を整えております。

身元保証支援・老人ホーム入居支援・生活支援・財産管理支援・成年後見支援・相続支援・葬送支援などの各種支援をさせていただきます。

施設にご入居の際は、身元引受人（身元保証人）が必要です。周囲に頼めるご親戚がいない、またいたとしても頼みたくない…。そんな時「一般社団法人セカンドライフ支援協会」が、身元引受人になりますのでご安心下さい。

万が一お亡くなりになった場合の葬送につきましても施設へのご入居の際に意思表示が必要です。そのような時も「一般社団法人セカンドライフ支援協会」にお申し付け下さい。

財産管理・成年後見・相続・その他の法的相談にも、丁寧にご説明下さる弁護士・司法書士をご紹介します。

日頃のお買い物や銀行への往復、知人宅へのご訪問などは身体が不自由な場合、何かと不便のものです。そのような時にも「一般社団法人セカンドライフ支援協会」が懇切丁寧にお手伝いさせていただきます。

相続対策

住宅

介護

生活設計

葬儀

高齢者のお悩み

お悩み相談

専門家紹介

セカンド
ライフ
支援協会



専門家

- ・弁護士
- ・司法書士
- ・行政書士
- ・税理士
- ・介護福祉士
- ・介護施設紹介会社
- ・家賃保証会社
- ・ファイナンシャルプランナー
- ・葬儀アドバイザー

「一般社団法人セカンドライフ支援協会」は
皆様の楽しいセカンドライフをサポート致します。
どうぞお気軽にご相談下さい。

1

老人ホーム、高齢者住宅に入居したいが…

「施設入居サポート」

P4



どの老人ホームが良いのか迷ってしまう、身元保証人がいない、
子供に頼りたくない…などの様々なお悩みにお答え致します。

2

年を取ると面倒な事務手続きや管理が大変…

「生活サポート」

P7



身の回りのこまごまとした手続き、病院の入退院や住まいに関する
手続きなど、年をとるごとに面倒な事務管理の支援を致します。

3

万一のために、法的な手続きも準備しなければ…

「法的サポート」

P8



遺言書の作成や任意後見など、認知症になったり死亡した場合に
備え弁護士や税理士など、法的な専門家などのご紹介を致します。

4

お葬式やお墓のこともキチンとしておきたい…

「エンディングサポート」

P10



葬儀・納骨・遺品整理などについてのリクエストを生前にお伺いし、
お客様のご希望にそった人生のエンディングをお手伝い致します。

施設入居サポート



お困りではありませんか？

老人ホーム（介護施設）に入居したいが
身元保証人（引受人）を頼める親族がない…

老人ホーム（介護施設）の入居時に必要となる身元保証人を
自分の子供などに頼んで迷惑をかけないだろうか…

身元保証人を頼む親族が自分より年上で
身元保証人として認められない…

身元保証人を頼んでいた相手が亡くなってしまった…

- 1、老人ホーム（介護施設）の入居契約時の身元保証人（引受人）記名欄への署名・捺印を行います。
- 2、体調の急変時に病院などへの入退院時の手続きを日中、夜間を問わず支援します。
- 3、老人ホーム（介護施設）の月額利用料（賃料）が支払えなかった場合の立て替えを行います。
- 4、その他身元保証人（引受人）として施設側から要求された内容に対処します。

1～4の身元保証支援は**追加費用なしで、何度でも**ご利用いただけます。

身元保証支援

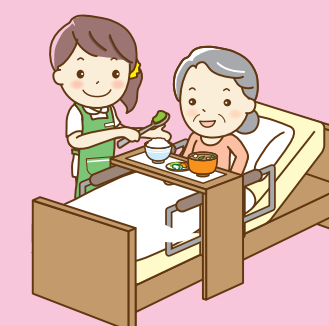
老人ホーム、高齢者住宅に
入居したいが…



一般的には、老人ホーム（介護施設）や高齢者住宅等の入居の際に、身元保証人を求められます。身内や身寄りのない（子供のいない）高齢者の方や、家族と疎遠になり子供らに迷惑を掛けたくない方、あるいは身寄りの方が高齢者ばかりで保証人になれない場合などに、当支援協会が法人として身元保証人（連帯保証人）となり、身元保証をお引き受けします。

当支援協会と身元保証契約を締結していただいたお客様は、契約期間中に他の住宅に移転する場合や老人ホーム等に入転居する場合など、何度でも身元保証をお引き受けします。また、病気の治療のための入院や治療や手術等の病院等への身元保証や同意書に関しても身元保証致します。

老人ホーム入居支援



老人ホーム（介護施設）の入居に際し、ご本人やご家族の方のご要望に沿える施設を選定して、その施設へのご紹介をいたします。当協会では、全国2,500ヶ所以上の有料老人ホーム（介護施設・高齢者住宅）と提携している紹介会社と連携していますので、日本全国の有料老人ホームや高齢者住宅の中から、施設の規模や施設内容・ご予算・立地場所など、お客様のご要望に沿った施設を見つけるお手伝いをさせていただきます。

老人ホームの入居には施設選択のほか、申込み、契約、入居準備などさまざまな用意が必要です。さらに、万が一の時の準備も必要です。セカンドライフ支援協会はあらゆるご相談に応じて支援を致します。

当社だけのサービス サポートは組み合わせ自由

～必要な支援だけが選べて安心！～

お客様によって必要な支援、不必要な支援があります。当協会では必要な支援だけが選べます。また、お客様によっては年齢を重ねるにつれ必要になってくる支援もございます、その際には追加契約もできますので、お気軽にご相談ください。

組み合わせ例 ①



家族がいて火葬、納骨等の死後の事は頼めるが、緊急時の対応ができない。または(ご家族が)保証人になりたくない、させたくないという方。

組み合わせ例 ②



身元保証や死後のことを頼める親族がいない、または頼みたくないという方。

組み合わせ例 ③



マンション等の不動産を持っていて、毎月の賃料管理に必要な記帳ができない、たのむ親戚がいないという方。

組み合わせ例 ④



今後のこと、認知症になった時のこと、死後のこと、すべてをお任せしたいという方。

POINT

2

生活サポート

生活支援

年を取ると面倒な事務手続きや管理が大変…



例えば、役所の届け出、書類の請求、銀行のお使い、買い物、室内整理、掃除など一人では何かと不安で付き添って欲しい、運転手を兼ねて連れて行って欲しい…親戚や身内に頼むのも面倒で、気兼ねなく頼みたいことをセカンドライフ支援協会では必要に応じ、乗用車を持参してお伺い致します。

また、お墓参りや、通院の付添も承ります。さらに、お話し相手になってほしいなど何でも気軽にご相談ください。セカンドライフ支援協会のスタッフが親切にご要望をお伺いします。もちろん内容によっては専門スタッフが代行、あるいは同行させて頂きます。各種手続きの代行や事務管理のほか、老人ホームや介護施設、高齢社住宅への引っ越し時のお手伝い、入居後の個人的な雑用などあらゆる要望にご対応致します。



生活サポートプラン

ご希望に合わせて好きなプランがご利用いただけます

一緒にお出掛け「**同行プラン**」
らくらく「**お買い物代行プラン**」
おまかせ「**各種申請代行プラン**」
安心「**入院・通院サポートプラン**」

※他のご契約者様の緊急対応により、やむをえず予定を変更していただく場合がございます。ご理解ご協力の程、お願い致します。

POINT

3

法的サポート

事務代行管理

万一のために、法的な
手続きも準備しなければ…



当協会のサービスである法的支援サービスは、事前相談によりお客様のご要望を把握して適切な法的専門家の選定を行い、弁護士や税理士など法的な専門家のご紹介や面談などの手配を行い、完了までのあいだ適切にサポート致します。

生活に必要な判断能力がまだ十分にある元気な方でも、役所に提出する書類や手続は煩雑で分かり難いものです。こうした公的書類の作成のお手伝いや助言なども行います。

財産管理支援

利用にあたり、事務代行管理契約が
必要となります。

法律相談

弁護士・司法書士および当協会にて、お客様の財産状況に関する個別のご事情や要管理財産に関するご希望をお聞きし、最適な財産管理方法などをアドバイスさせて頂きます。

財産管理契約

お客様の財産管理方法について、弁護士、司法書士などの信頼できる財産管理候補者を推薦したり、当協会が代行管理致します。

個別の財産管理・代理行為

お客様がお困りの法的トラブルについて、弁護士・司法書士などの管理代行者を推薦したり、管理を委任するための法的なサポートを行います。

8

成年後見支援

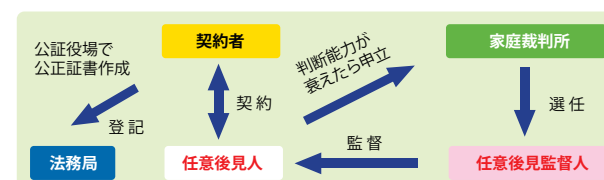
利用にあたり、事務代行管理契約
が必要となります。

法律相談

弁護士・司法書士により、お客様の生活面や財産状況に関するご事情を聴取したり、成年後見制度のご説明や制度利用のメリット・デメリットについて個別のケースごとにアドバイスいたします。

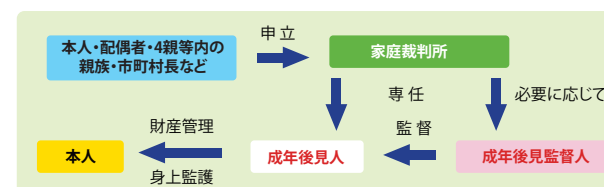
任意後見契約

お客様が任意後見制度をご利用になる場合に、任意後見契約（公正証書）完了まで、すべての法的な手続きを弁護士・司法書士がサポートします。判断能力があるうちに「任意後見契約」の締結をお勧めします。判断能力が衰え、自分の身の回りのことや財産管理が十分に行えなくなったとき、金銭管理・医療サービスの処理を任意後見人が代行します。任意後見制度では、契約者が後見人を選ぶことができ、この後見人を裁判所が選んだ「後見監督人」が監督しますので安心です。



法定後見（申し立て）

家庭裁判所に法定後見を申し立てる際の準備で特に面倒な、書類の取り寄せや申立書の作成や申し立て手続きなどを支援します。法定後見制度とは、家庭裁判所によって選任された後見人（後見人、保佐人、補助人）が認知症などによって判断能力が低下したご本人様に代わって財産管理、各種契約の締結や法律行為を行う制度です。



後見監督

後見監督が必要な任意後見制度のご利用について、家庭裁判所による後見監督人選任に至るまでの手続きを、安価で弁護士・司法書士にご依頼頂けます。

後見人候補者の推薦

後見を必要とするお客様の個別の事情に即した最適な身の上看護や財産管理が実現されるよう、知識の豊富な後見人をご推薦します。

相続支援

利用にあたり、事務代行管理契約
が必要となります。

法律相談

弁護士・司法書士および当協会にて、お客様の遺産相続に関する個別のご事情や相続に関するご希望をお聞きして、最適な遺言内容などをアドバイス致します。

遺言書の作成

具体的な遺言書の文案を作成したり、公正証書遺言書作成などの法的な手続きをすべてサポート致します。

遺言執行

お客様の遺言内容が確実に執行されますように、弁護士・司法書士・行政書士などの遺言執行候補者の推薦や、執行内容の確認などのサポートを行います。

9

POINT

4

エンディングサポート

葬儀・伝言支援・メッセージ作成・お墓の相談から、誰に相談したらよいのかわからない、葬儀・納骨・遺品整理などについてご生前にお伺いし、ご本人やご家族の希望通りの人生のエンディングをサポート致します。

死後事務委託

お葬式やお墓のことも
キチンとしておきたい…



老人ホーム（介護施設）にてお客様が万が一、危篤に陥った時にお呼びする方々を事前にお打合せ頂いていた場合には、危篤の通知を受けて当協会がご親族や友人知人にご連絡致します。

その後万が一、お客様がお亡くなりになった場合には、老人ホーム（介護施設）の施設退去手続や片付け、諸事務処理などを行います。

葬送支援

生前にご希望を伺い、葬儀を挙行（喪主引受可）して、納骨や墓地・墓石などの相談、及び法名、戒名などの相談もお受けします。散骨・樹木葬など埋葬方法のご相談にも応じます。（菩提寺、墓石の相談もお引き受けします）

ご逝去の際、ご親戚やご友人・知人等への連絡を承り、ご希望により生前にビデオレター作成などのご相談も承ります。

身寄りのない方も、すべてを代行させて頂きますのでご安心下さい。



お客様の声



東京都在住 Y.A.さん

老人ホーム入居時に身元保証人を要求されましたが、親族といえば海外に在住の妹だけで、老人ホーム側からは国内に住んでいて緊急時にすぐ連絡が取れて駆けつけられる人でないと身元保証人とは認めてもらえず、困っていた時にセカンドライフさんを紹介されました。

おかげさまで無事に入居も決まり、緊急時以外の細かな事へも対応してくれ、また連絡がつきにくい妹とも連絡を取ってくれ、とても助かっています。

千葉県在住 K.K.さん

私の兄弟は早く亡くなり、連絡を取っている親族もおらず、老人ホームへの入居が出来ず困っていました。セカンドライフさんの身元保証支援を紹介してもらい、何とか希望している施設へ入居する事が出来ました。元々体調も優れず、現在でも入退院を繰り返していますが、都度セカンドライフの担当の方が手続きに来てくれ、今では第三の親族のように接してくれ非常に助かっています。一度契約をしたら施設への入居、入院、退院、施設の引っ越しと何回でも追加料金が掛からず身元保証を受けられるので、一生涯利用しようと思っています。

神奈川県在住 M.K.さん

私は若くして病気で倒れ入院しておりました。病気の後遺症が残り一人で生活することが困難な身体になってしまいました。後遺症の為、仕事も出来ず貯蓄もなく生活保護を受けることになりました。そして自宅での一人の生活も無理との事で病院の相談員の方に有料老人ホームを勧められ退院後は入居する事が出来ました。しかし、施設側から何かあった時のために身元保証人が必要と言われたのですが親族もおらず困っていた時に施設長よりセカンドライフさんで身元保証をしてくれると伺いお願いする事を決めました。まだ私も若いので今後どうなるか不安でしたがこれからは安心して日々を過ごせます。



一般社団法人

セカンドライフ支援協会

本部 〒167-0042 東京都杉並区西荻北3-32-11
ベルエアー西荻3階

E-mail: ej@se-life.jp URL: <http://se-life.jp>

まずはお気軽にお問合せ下さい。

フリー
コール **0800-222-2800**